

生徒の自殺に係る第三者調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改定について（通知）（平成26年7月1日付け、26文科初第416号、文部科学省初等中等教育局長）に基づき、県立学校で発生した生徒の自殺について、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、詳細調査を行う場合の第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置及び運営等に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等を調査する。
- (2) 調査で明らかになった事実を踏まえて、自死に至る過程をできる限り明らかにする。
- (3) 前各号に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、再発防止に関する提言を行う。

(組織)

第3条 調査委員会は、教育、法律、心理、福祉、医学等に関する専門的な知識及び経験を有する者であって、学校、教育委員会及び遺族と利害関係を有しない者、5名程度で構成する。

2 委員は教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から第6条の報告が完了した日までの期間とする。

4 委員の就任後、学校、教育委員会又は遺族との利害関係が明らかとなるなど、当該委員が中立かつ公正な調査を行うことができないと考えるに足る相当な理由があるときは、教育委員会は、当該委員を解嘱することができる。

5 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 委員長は、調査委員会を代表し、その会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(調査員)

第4条 教育委員会は、調査等を遂行するために必要があると認めるときは、調査員を置くことができる。

2 調査員は、調査に必要な専門的な知識及び経験を有する者であって、学校、教育委員会、遺族と利害関係を有しない者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 調査員は、委員に準ずる者として、自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の

背景等に係る調査、記録等を行うものとする。

4 第3条第3項及び第4項の規定は、調査員について準用する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として非公開とする。

3 会議には、委員及び調査員が出席するほか、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 調査委員会は、所掌事項に係る調査等を終えたときには、報告書を作成し、教育委員会及び遺族に報告する。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、教育委員会において処理するものとする。

2 教育委員会は、予算管理、委員との連絡調整、調査の進行状況等の遺族への説明その他調査委員会が必要と認める庶務を中立かつ公正に取り扱う。

(秘密保持義務)

第8条 調査委員会の出席者は、正当な理由なく調査委員会の所掌事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。